

副  
本

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件  
 原告 藤永知子 外31名  
 被告 埼玉県知事 外4名

証 拠 説 明 書

平成18年11月 8日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士 関 口 幸 男



号 証	標 目	作 成 年 月	作 成 者	立 証 趣 旨
乙 67	河川法解説	写し H 6. 5.25	株式会社大成出版社	・許可期間の満了を持って水利権が当然に失効するものではないこと。
乙 68	荒川水系荒川における水利使用に関する河川法第23条, 第24条及び第26条の許可(埼玉県広域第一水道)について(通知)	写し S60.11.21	建設省 関東地方整備局	・先に提出した乙第54号証に付されていた, 非かんがい期水源措置条件は, 期間満了に伴う更新がなされた際も付されていた事実
乙 69	荒川水系荒川及び有間川における水利使用に関する河川法第23条, 第24条及び第26条の許可(埼玉県広域第一水道)について(通知)	写し S61. 9.11	建設省 関東地方整備局	・先に提出した乙第54号証が失効した後, 更新がなされた際に付されていた非かんがい期水源措置条件が, 水資源開発施設への参画により付されなくなった事実
乙 70	利根川水系利根川における水利使用に関する河川法第23条及び第24条の許可(埼玉県東部第一水道)について(通知)	写し S52. 3. 1	建設省 江戸川工事事務所	・先に提出した乙第55号証に付されていた, 非かんがい期水源措置条件は, 期間満了に伴う更新がなされた際も付されていた事実



号証	標目		作成年 月	作成者	立証趣旨
乙71	利根川水系利根川における水利使用（埼玉県上水（行田））に関する河川法第23条に係る同法第95条の協議について（通知）	写し	H16. 9.15	独立行政法人 水資源機構	・先に提出した乙第56号証に付されていた、非かんがい期水源措置条件は、期間満了に伴う更新がなされた際も付されていた事実
乙72	利根川水系利根川における水利使用（埼玉県上水（行田））に関する河川法第23条の許可の申請に代わる同法第95条の協議について（通知）	写し	H17. 4.26	独立行政法人 水資源機構	・先に提出した乙第56号証が失効した後、更新がなされた際に付されていた非かんがい期水源措置条件が、水資源開発施設への参画により付されなくなった事実
乙73	荒川水系荒川における水利使用に関する河川法第23条の許可（埼玉県水道（大久保））について（通知）	写し	H 4. 3.27	建設省 関東地方整備局	・先に提出した乙第57号証に付されていた、非かんがい期水源措置条件は、期間満了に伴う更新がなされた際も付されていた事実
乙74	荒川水系荒川における水利使用に関する河川法第23条の許可（埼玉県水道（大久保））について（通知）	写し	H 5. 3.29	建設省 関東地方整備局	・先に提出した乙第57号証が失効した後、更新がなされた際に付されていた非かんがい期水源措置条件が、水資源開発施設への参画により付されなくなった事実
乙75	戸倉ダム建設事業に関する事業実施計画	写し	H 4. 6.15	建設大臣	・埼玉県が非かんがい期の水源措置として、戸倉ダム建設事業に参画した事実
乙76	減断水の状況	写し	H 8.4.17	埼玉県 生活衛生課	・平成7年度冬渇水における取水制限と市町村の制限給水の状況
乙77	減断水の状況		H 9. 3.24	埼玉県 生活衛生課	・平成8年度冬渇水における取水制限と市町村の制限給水の状況